

農學博士 田邊勝正著

支那土地制度研究

日本評論社版

昭和十八年六月五日第一刷印刷
昭和十八年六月十五日第一刷發行 (二〇〇〇部)

〔出文協承認番號〕
あ 34009 號

支那土地制度研究

特別定價 六圓五拾錢
稅相當額 拾錢 合計六圓八拾錢

著者 田邊勝正

發行者 鈴木貞

印刷者 井上源之丞

配給元 日本出版配給株式會社

發行所

東京市京橋區京橋三丁目四番地

株式會社 日本評論社

出文協會員番號第一二二五四〇號

電話京橋 (56) 六一九一・四

振替口座東京 一六番

はしがき

支那事變は今や大東亞戰爭となり、其の間御稜威の下、我が勇猛果敢なる皇軍將兵は盡忠報國の誠を致し、國民亦一億一心銃後の護りを堅くし、未だ世界の戰史に其の例を見ざる赫々たる戰果を收めつつあることは世間周知の事實であるが、此の戰たるや單なる防衛の爲の戰でも無ければ、破壊の爲の戰でも無く、實に新秩序の建設を内容とする大東亞共榮圈確立の爲の聖戰である。新秩序の建設とは、謂ふ迄もなく、我國が指導的主體となり、八紘爲宇肇國の大理想を以て、從來英米等の諸國が東亞諸民族を支配搾取したりし舊秩序を破壊し、當該民族の諸國家が一體となり、其の間に政治的、經濟的及び社會的互助連環關係を創設し、共存共榮の新秩序を建設せんとするものである。

然し乍ら此の建設事業たるや、我國有史以來未曾有の大事業であつて、本事業の完遂を期する爲には、勿論各種の準備を必要とするが、先づ第一に爲さねばならぬことは東亞諸民族國家の歴史、社會、經濟、政治、文化、宗教等各般の點に互り、其の實情を明かにし之を十分に理解する

ことでなければならぬ。

特に支那は隣邦として我國と古くから極めて密接なる關係を有するばかりでなく、大東亞共榮圈内の最も有力なる民族國家の一を爲す點に於て然りとするのである。而して支那に於ては、土地制度が此の國の主産業たる農業の基礎を爲すばかりでなく、政治、經濟及び社會の根本を爲して居るのであるから、支那の實情を識らんと欲すれば、自から之が實情に就いて識らねばならぬであらう。

然るに支那の土地制度に關し今日迄に公表せられたるものの少なきは誠に遺憾とする所であつて、余は此の點に留意し數年前より之が研究に志し、此の方面に於ける資料の蒐集に努めて來たのであるが、一昨年支那を視察し先輩諸氏の意見を聽くに及び、本研究の一層必要なる所以を痛感し、不取敢本書を取纏めるに至つたのである。

然し乍ら支那に於ける土地制度の沿革は極めて古く、諸説紛々として捕捉し難く、國土廣くして各地其の事情を異にし且つ信賴すべき統計資料の乏しきを一般とするのであつて、之等の困難を克服して短年月の間に正確なる支那土地制度の研究を完成することは淺學非才の余等の容易に企て得る所ではない。

従つて本書には資料の取扱方、論斷等に於て幾多不十分なる所多く、讀者諸彦の御叱聲を受くる點渺なからずと思はれるのであるが、東亞共榮圈内の土地制度の研究として多少たりとも參考の資となり得れば、著者の誠に光榮とする所である。

昭和十七年四月

著 者 識

目次

第一編 支那土地制度の沿革……………一

第一章 氏族時代の土地制度……………三

第一節 社會組織……………四

第二節 農業狀態……………一三

第三節 土地制度……………一六

第一款 土地分配制度……………一六

第二款 農民課稅制度……………二一

第三款 結 言……………二三

第二章 周代の土地制度……………二七

第一節 采邑制度……………三〇

第二節 井田制度……………三四

第一款 井田制度の沿革……………三五

第二款 井田制度の内容	三六
第一項 土地分配制度	三八
一 耕地の區劃	三八
二 授田	三九
三 還田	四〇
第二項 農民課税制度	四三
第三項 井田制度の批判	四六
第三章 春秋戰國時代の土地制度	六二
第一節 井田法の崩壊	六二
第一款 内亂に基づく王道政權の弛緩	六三
第二款 人口の増加と農業の發達	六四
第三款 商業發達の影響	六六
第四款 制度自體の缺陷	六九
第二節 土地私有制度の萌芽	七〇
第三節 農民租税負擔の過重	七三
第四章 秦代の土地制度	七五

第一節 土地私有制度の確立	七六
第二節 農民課税制度	七九
第三節 農民の窮乏	八三
第五章 漢より清に至る土地制度	八七
第一節 土地擴張制度	九〇
第一款 屯田開墾	九一
第一項 漢より明に至る屯田開墾	九三
第二項 清朝の屯田開墾	九四
第二款 國營治水開墾	一〇〇
第一項 治水開墾の意義	一〇〇
第二項 漢以降歷朝の治水開墾	一〇三
第三款 獎勵開墾	一〇六
第一項 漢より明に至る獎勵開墾	一〇六
第二項 清朝の獎勵開墾	一一〇
第三項 獎勵開墾の成績	一一三
第二節 土地分配制度	一二八

目次

四

第一款 漢より唐に至る土地分配制度	一九
第一項 漢の土地分配制度	二〇
第二項 西晉の土地分配制度	二五
第三項 北魏、北齊、北周及び隋の土地分配制度	二九
第四項 唐の土地分配制度	三四
一班 田	三五
二公 廩 田	三八
三職 分 田	三九
第二款 宋より清に至る土地分配制度	四三
第一項 宋の土地分配制度	四四
第二項 元の土地分配制度	四七
第三項 明の土地分配制度	五一
第四項 清の土地分配制度	五四
一皇 室 莊 田	五七
二宗 室 莊 田	五八
三八 旗 莊 田	六二

四	牧地官田	一六四
第三節	農民課稅制度	一六九
第一款	漢より隋に至る農民課稅制度	一七〇
第二款	唐及び宋の農民課稅制度	一七六
第一項	唐の農民課稅制度	一七八
第二項	宋の農民課稅制度	一八二
第三款	明の農民課稅制度	一八四
第四款	清の農民課稅制度	一九一
第一項	田賦の改革	一九三
第二項	賦役の改革	一九七
第三項	地丁制度の確立と徵稅方法	二〇〇
第四項	清末期の稅制紊亂	二〇一
第五款	農民課稅制度の批判	二〇九
第四節	農民の窮乏と革命	二二
第一款	農民の窮乏	二二
第一項	土地制度の不徹底と小作制度	二二

第二項 官吏の横暴	二三
-----------	----

第三項 外國資本主義の影響	三四
---------------	----

第四項 結言	三九
--------	----

第二款 太平天國革命	三三
------------	----

第三款 其の後の支那革命	三九
--------------	----

第二編 現代支那の土地制度

二四九

第一章 土地慣習

二五一

第一節 土地所有の性質

二五一

第一款 土地所有權の性質

二五三

第一項 永佃權の意義

二五三

一 永佃權に關する諸説

二五三

二 永佃權の内容

二五九

第二項 永佃權の發生原因

二六五

一 往時の土地制度に起因する永佃權

二六六

二 開墾に起因する永佃權

二七〇

三	土地改良に起因する永佃權	二七六
四	永佃權の附與に起因する永佃權	二七七
五	耕作權の留保に起因する永佃權	二七八
六	永佃權の買受に起因する永佃權	二八〇
七	土地負擔に起因する永佃權	二八一
第三項	永佃權の分布	二八三
第四項	永佃權の性質と消長	二八四
第二款	土地所有權主體の性質	二八九
第一項	大家族土地共同所有制度の意義	二九〇
第二項	族田の範圍及び之が所有の性質	二九三
第三項	族田の管理及び利用方法	二九六
第四項	族田收入の使途	三〇一
第五項	結 言	三〇三
第二節	土地移轉の様式	三〇九
第一款	土地の相續	三〇九
第二款	土地の賣買慣習	三一三

第三款	土地の典當慣習	三三三
第四款	土地の押慣習	三三九
第二章	耕地及び之が所有分配狀況	三三
第一節	耕地面積・人口・農民及び農家戸數	三三
第二節	耕地所有の分配狀態	三三六
第三章	種類別農民群の狀況	三四五
第一節	小作農民の狀況	三四六
第一款	小作制度の沿革	三四六
第二款	小作關係の範圍	三五〇
第三款	小作關係當事者と契約の妥當性	三六〇
第一項	小作關係當事者の地位	三六〇
一	地主の地位	三八三
二	小作人の地位	三九〇
第二項	小作契約の妥當性	三九三
第四款	小作慣行	三九三

第一項	小作契約の締結及び態様	三九三
第二項	小作契約の期間	三九八
第三項	小作契約の存続及び消滅	四〇三
第四項	小作地の管理制度	四〇八
第五項	請負及び共同小作制度	四一三
第六項	小作料	四一七
一	小作料の種類	四一八
二	小作料の納期納入及び徴收方法	四三三
三	小作料の不作減免	四四三
四	小作料額	四四七
五	小作料騰落の趨勢	四六三
第七項	小作料以外の小作人の諸負擔	四六六
一	押租	四六七
二	副租	四七四
三	小作人の租稅負擔	四八〇
四	其の他の負擔	四八二
目次		

第五款 結 言	四八四
---------	-----

第二節 自作農民の狀況	四八
-------------	----

第一款 自作農地の經營面積と品質	四九〇
------------------	-----

第二款 自作農家の土地負擔	四九四
---------------	-----

第三款 農地の價格	五〇三
-----------	-----

第三節 無產農民の狀況	五三
-------------	----

第一款 農業勞働者の種類	五二五
--------------	-----

第二項 雇傭期間の長短に基く種類	五二五
------------------	-----

一 長 工	五二五
-------	-----

二 短 工	五二七
-------	-----

第二項 勞働樣式に基く種類	五二九
---------------	-----

第二款 勞 働 條 件	五二七
-------------	-----

第一項 契約當事者の地位	五二七
--------------	-----

第二項 勞 働 賃 銀	五三〇
-------------	-----

第三項 勞 働 時 間	五三八
-------------	-----

第三款 農業勞働者の數	五四〇
-------------	-----

第四款 農業労働者の窮乏

五四四

第四章 國民政府の土地政策

五四九

第一節 土地政策の内容

五四九

第二節 土地政策の實施狀況

五五五

第一款 二五減租政策

五五七

第二款 民法の小作關係法規

五六三

第一項 農地の賃貸借

五六四

第二項 永小作權

五七〇

第三項 批判

五七一

第三款 土地法

五七三

第一項 荒地の開墾使用

五七五

一 公有荒地の開墾使用

五七五

二 私有荒地の開墾使用

五八〇

第二項 農地の整理

五八〇

第三項 農地の租稅

五八二

一 地價稅

五八三

目次

111

二 土地增價稅.....

五六

三 不在地主稅.....

五八

第四項 農地の賃貸借.....

五九

第五項 批 判.....

五九七

第三編 結

言.....

六〇三